

水質汚濁に係る京都市環境保全基準の改正について
**②「水生生物の保全に係る水質環境基準」に関する
 新たな項目の設置等について**

I 市保全基準への設置について

1 考え方

- (1) 環境基準を原形として市保全基準を定める。
- (2) 位置付けについて
 環境基準と同様に、生活環境に係る項目として位置づける。
- (3) 類型の分け方について
 比較的低温域を好む狭温性の水生生物（イワナ、サケマス等）と、比較的高温域を好む広温性の水生生物（コイ、フナ等）が生息する水域で分類し、またそれぞれについて産卵場等の特別域を設ける。（下記 改正案 参照）

2 改正（新規設置）案

「イ 生活環境に係るもの」として、以下の表を追加する。

項目 類型	基準値	(備考) 水生生物の生息状況の適応性
	全亜鉛	
生物A	0.03mg/L 以下	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特A	0.03mg/L 以下	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域
生物B	0.03mg/L 以下	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特B	0.03mg/L 以下	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域

(参考) 国の環境基準について（検討状況）

平成 22 年 8 月 12 日 「水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等について」
 環境省から中央環境審議会へ諮問。
 水生生物保全環境基準専門委員会を設置。

当面検討すべき物質として選定された 14 物質*について、情報が揃った物質から基準化に向けた検討が行われる予定である。

*14物質：アンモニア，LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩），アニリン，
 ノニルフェノール，アクロレイン，エチレンジアミン4酢酸，
 テトラクロロエチレン，ニトリロ三酢酸，2，4-ジクロロフェノール，
 4-t-オクチルフェノール，ピリジン，カドミウム，銅，ニッケル

Ⅱ 類型指定について

1 考え方

(1) 基準値は環境基準で算出された値を採用するため、類型指定においても環境基準の考え方を基本とする。

(2) 指定対象について

市内の主要な河川を対象とする。

市保全基準の類型指定状況等から判断し、順次あてはめる。

BOD等一般項目の類型指定における水域区分を最大限活用する。

(3) 類型指定に際しての判断材料

ア 水質の状況

イ 水温の状況

ウ 水域の構造等の状況

エ 魚介類の生息状況（分類は下表による。）

オ 産卵場（繁殖場）及び幼稚仔の生育場に関する情報

主な魚介類の水域区分分類

生物A	魚類	サケ科	アマゴ, サツキマス, ヤマメ, サクラマス, イワナ, アメマス, カラフトマス, サケ, ニジマス, スチールヘッド, ヒメマス, ベニサケ	
		カジカ科	カジカ	
生物B	魚類	ウナギ科	ウナギ	
		コイ科	コイ, ウグイ, オイカワ, フナ類 (ギンブナ, ゲンゴロウブナ等)	
		シラウオ科	シラウオ	
		ドジョウ科	ドジョウ	
		ナマズ科	ナマズ	
		ハゼ科	ヨシノボリ類 (トウヨシノボリ, カワヨシノボリ等)	
		ボラ科	ボラ	
	甲殻類	テナガエビ科	テナガエビ, スジエビ, ヒラテテナガエビ, ミナミテナガエビ	
		ヌマエビ科	ヌカエビ	
		イワガニ科	モクズガニ	
		ヤマトシジミ科	マシジミ, ヤマトシジミ	
	(その他)	魚類	キュウリウオ科	アユ, ワカサギ
			コイ科	モツゴ, ニゴイ, ビワヒガイ, タモロコ, カマツカ
ドジョウ科			シマドジョウ	
ギギ科			ギギ	
サンフィッシュ科			ブルーギル, ブラックバス	
甲殻類		アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ	
		サワガニ科	サワガニ	
貝類		カワニナ科	カワニナ	

2 改正（新規指定）案

類型指定案

河川名	市保全基準		(参考) 環境基準	
	対象水域	類型(案)	水域名	類型 (改正案)
鴨川	鴨川上流(1)	高橋から上流		
	鴨川上流(2)	高橋から高野川合流点まで		
	鴨川中流	高野川合流点から勸進橋まで		
	鴨川下流	勸進橋から下流		
高野川	高野川上流	花園川合流点から上流		
	高野川下流	花園川合流点から下流		
桂川	桂川上流(1)	世木ダムから上流	桂川上流(1)	(生物A)
	桂川上流(2)	世木ダムから渡月橋まで	桂川上流(2)	(生物B)
	桂川中流	渡月橋から天神川合流点まで	桂川下流(1)	(生物B)
	桂川下流	天神川合流点から宇治川合流点まで	桂川下流(2)	(生物B)
宇治川	宇治川上流	山科川合流点から上流	宇治川(1)	生物B
	宇治川下流	山科川合流点から三川合流点まで	宇治川(2)	生物B

※環境基準については、現在京都府で検討されている内容を反映させている。

(参考) 国の環境基準について (類型指定状況)

(1) 国による指定

平成21年11月30日、宇治川（淀川）に類型指定済み。（生物B）

(2) 京都府による指定

桂川，由良川について検討中。

平成22年9月13日，京都府環境審議会から京都府知事へ答申済み。

（年内に告示予定。）